いじめ防止基本方針

「上越市立大潟町中学校いじめ防止基本方針」（以下「潟中基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号　以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1　いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的、形式的ではなく、いじめを受けたとされる生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止委員会）」において判断する。

※「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（令和 2 年 12 月 25 日制定　以下「条例」）のいじめの定義に、「いじめ類似行為」もいじめとして扱うことと追加された。「いじめ類似行為」とは、児童等が心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものをいう。（蓋然性とは「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。）

例えば…**SNS 等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合。**

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、「どの学校、どの学級、どの生徒にも起こり得る」問題であり、いじめに悩む生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者との強い連携の下で「いじめを生まない、いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組む。

(3) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

② 他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度など、生徒の社会性を育成する。

③ 「さわやか潟中スクール集会」等、生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。

④ 生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめをやめさせるための行動をとる意思を育てる。

⑤ いじめ防止等の対策に係る教職員の資質向上のための研修を年複数回実施する。また、発達障害等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を図る。

(4) いじめ防止等のための組織の設置および役割（いじめ防止委員会）

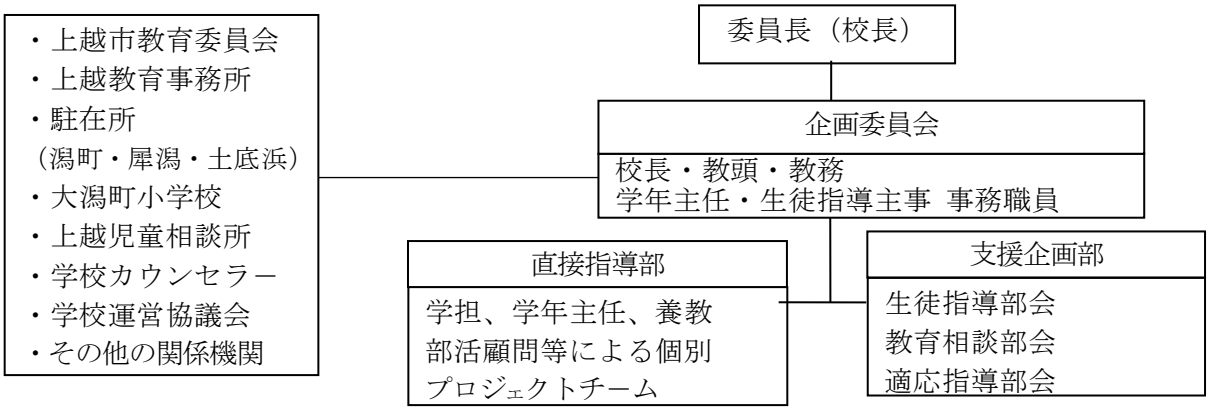

① 設置の目的
本校には、いじめの防止等に関する対策を実効的に行うために、いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止委員会　以下「組織」という）を設置する。

② 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。事案によっては当該学級担任、学年主任、特別支援コーディネーター等を加え、柔軟に対応する。

③ 想定される役割
ア　いじめの解消に向けて、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するための中核となる。
イ　いじめ未然防止に向け、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うとともに、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
ウ　いじめの相談・通報の窓口となる。
エ　日頃から、生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集、記録し共有する。
オ　生徒のいじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かについて判断を行う。
カ　学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う。

２　いじめの防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 生徒との信頼関係の確立
生徒と温かい信頼関係をつくり上げていくにも、教職員は日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけ、生徒を一人の人間として尊重して、生徒の気持ちを理解できるようにする。

② 生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力の育成
教育活動全体を通じて、「認められている」と感じることができるように、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていく。また、生徒の自主的、自治的な活動を推進させる。
ア　生徒会活動、学級活動、部活動等で一人一人の生徒に役割や責任を与えることができる場を設定する。
イ　生徒会による、いじめ防止に関する活動を実施する。
・第１回さわやか潟中スクール集会（5 月）→各クラスでいじめゼロプロジェクトを実施
・第２回さわやか潟中スクール集会（10 月）

③ 発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるように努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

① いじめのサインの早期発見
いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。そのため、教職員は日頃から生徒をしっかりと観察し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点で対応に努める。
ア　いじめ発見のためのチェックリスト等を活用し、得られた情報を毎日の回覧板や生徒指導部会等を通して、教職員同士で生徒情報を共有する。
イ　休み時間や清掃時間、放課後など、生徒達と一緒に過ごす機会を大切にする。
ウ　毎日の生活ノートを活用し、生徒の心の変化を把握する。
エ　毎月、定期的に「心の天気模様（いじめアンケート）」を実施し、情報を収集し、対応する。

② アンケート調査や教育相談を通した把握
学校全体で定期的な教育相談の実施や、生徒が希望するときに相談ができる教育相談体制を確立する。生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとって多大な勇気を要するものであると認識し、報告を受けた教職員は迅速に対応する。
ア　年間計画に教育相談週間を位置づけ、相談する時間を計画的に確保する。（5 月、11 月）
イ　生徒の変化を察知したら、すぐに相談できる体制を整える。
ウ　スクールカウンセラーや教育相談担当、養護教諭との連携を強化する。（生徒指導部会への参加）
エ　保護者が教職員に気軽に相談しやすい関係を構築する。

③ 保護者の責務
「条例第８条」に「保護者は、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら

学ぶ。」「保護者は、生徒をいじめから保護する。」「保護者は、学校が講ずるいじめ等の対策に協力する。」とある。保護者は、生徒をいじめの被害者にも、加害者にもさせないように責任を負う。

④　地域住民による早期発見

「条例第 10 条」に、「いじめ等を発見した場合または疑いがあると思われる場合は、教職員、保護者、その他の関係者へ情報の提供その他必要な配慮を行うよう努めるものとする。」とある。ＰＴＡや地域団体等に協力を依頼し、いじめの早期発見に努める。

⑶ いじめの早期解決のための取組

①　いじめを受けた生徒への対応及び支援

いじめを受けた生徒を守り通すという姿勢の下、保護者と連携の上で、以下のような対応及び支援を講じる。

ア　いじめを受けた生徒の心的な状況等を十分理解し、いじめを受けた生徒や情報提供した生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。

イ　いじめを受けた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整備する。

ウ　いじめを受けた生徒といじめを行った生徒の関係修復が図れるように、教職員や保護者等で協力し、謝罪・和解の会を設定する。

エ　いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも３か月以上心理的又は物理的な影響が止んでいる状態であること、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの２つの要件が満たされている必要がある。

オ　学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

カ　いじめが解決したと思われる場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等に伝えるとともに、必要な支援を行う。

②　いじめを行った生徒に対する措置

いじめを行った生徒に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や障害特性などに配慮しながら、以下のような措置を講じる。

ア　いじめを行った生徒が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。

イ　関係保護者に迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

ウ　必要に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官など外部専門家の協力を得て、いじめを止めさせ、再発を防止する。

エ　いじめを行った生徒のプライバシーに留意し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、指導を行う。

③　いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの場面にはいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の他にいじめをはやしたてたり、おもしろがって見ていたりしている「観衆」、見て見ぬふりをしている「傍観者」がいる。いじめを「観衆」がおもしろがったり、「傍観者」が黙認したりするといじめは助長される。生徒が「観衆」や「傍観者」とならず、いじめ問題と真正面から向き合い、当事者意識を高めることが重要である。

ア　「いじめを絶対許さない」という教員の姿勢を示し、学校、学級全員の問題として取り組む雰囲気をつくり、いじめの解消に向けて主体的に取り組むよう指導する。

イ　いじめを黙認することは、いじめに加担することであり、許されないことであることを指導する。

ウ　いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒のプライバシーの保護からも、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることのないように、節度ある行動をするよう指導する。

⑷ 家庭や地域との連携

①　家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が

必要である。生徒の教育について第一義的責任を負うのは保護者であり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うためは、家庭との連携強化が重要である。

② 地域との連携

生徒がより多くの大人と関わることにより、社会性の育成やいじめの未然防止、早期発見につながる場合もあることから、生徒に対して、地域行事等への参加を促すことも有効である。

(5) 関係機関との連携

いじめを防止したり早期解決を図ったりするために、ＪＡＳＴ、すこやかなくらし支援室等の行政機関、児童相談所、警察署等と積極的に連携して対応する。

3　いじめ発見時の対応の流れ

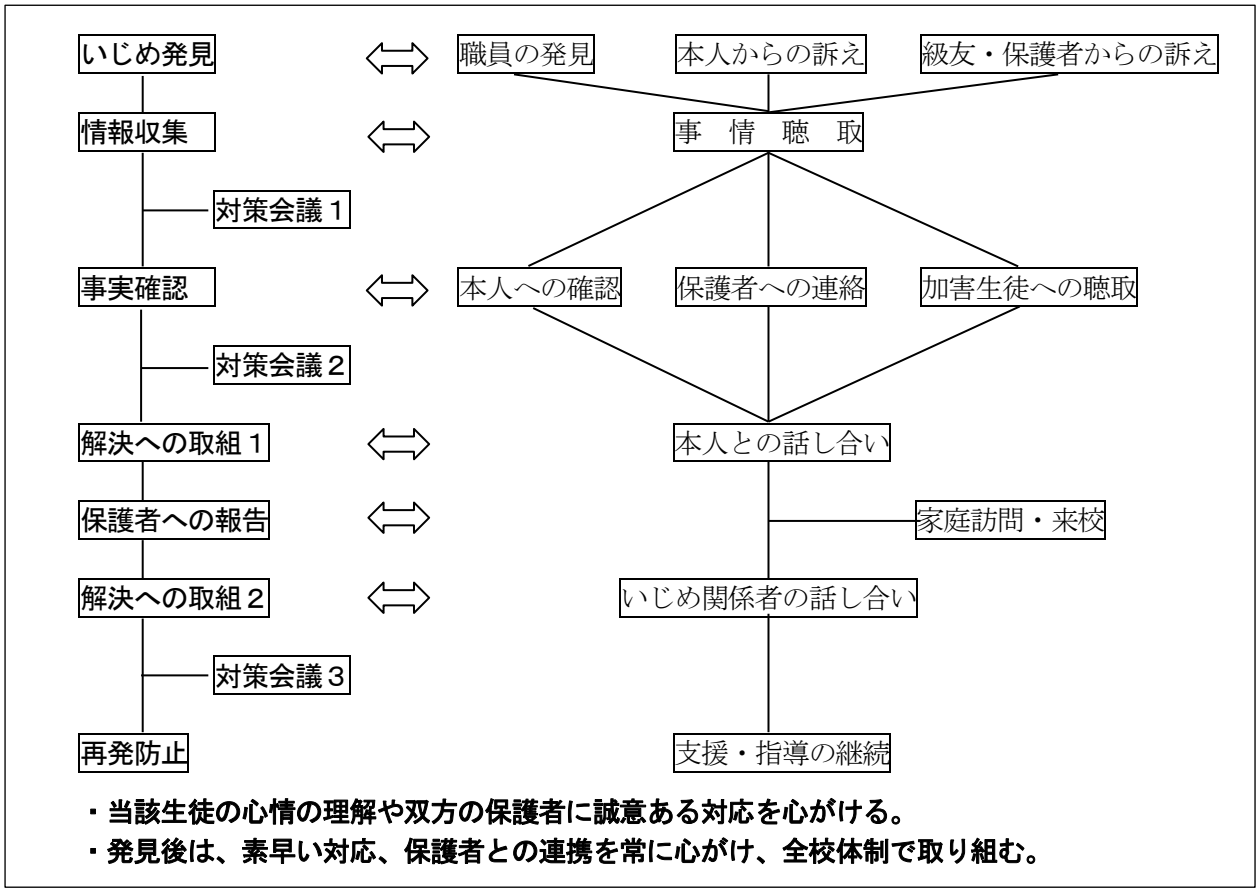

4　重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

・生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合　　等を想定

イ　いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間 30 日目安）

(2) 重大事態発生時の対応

○学校が調査主体となった場合の対応

ア　組織による調査体制を整える。

イ　組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ　いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ　調査結果を教育委員会に報告する。

オ　教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

○学校の設置者が調査主体となった場合

ア　設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。